

## (2) 「リスク管理債権及び同債権に対する保全額」

(単位:百万円)

区 分		残	高	担 保 ・ 保 証 等	貸 倒 引 当 金	保 全 率 ( % )
		( A )	( B )	( C )	( B + C ) / ( A )	
破 綻 先 債 権	平成19年度	1,774	603	1,171	100.00%	
	平成20年度	726	505	221	100.00%	
延 滞 債 権	平成19年度	5,846	3,237	2,229	93.52%	
	平成20年度	5,851	3,188	2,174	91.65%	
3か月以上延滞債権	平成19年度	126	88	12	79.56%	
	平成20年度	240	154	23	74.28%	
貸出条件緩和債権	平成19年度	1,486	896	145	70.08%	
	平成20年度	799	501	79	72.60%	
合 計	平成19年度	9,233	4,825	3,558	90.80%	
	平成20年度	7,617	4,349	2,498	89.90%	

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ. 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ~ 3. を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。